

## ▶ 第14章

# 中日米原子力発電所の環境リスク防止と対応の比較法研究

上海交通大学凱原法学院 副教授

高 琪

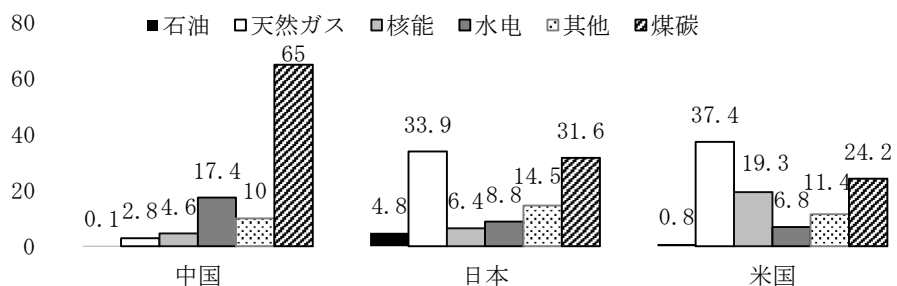
### 【ポイント】

- ▶ 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出ピークアウトの背景にある原子力、再生可能エネルギー、化石エネルギーの選択には、絶対的な環境保護の選択肢はなく、より現実的に各国の国情から考える必要がある。
- ▶ 原子力の発展と安全は対立するものではなく、技術と産業の発展も民間核施設の安全リスクを低減するのに役立つ。民間原子力に厳しい公法と私法の制限を加えたことは、かえって原子力技術や関連保険などの業界の健全な発展に不利であり、より多くの環境リスクをもたらす可能性がある。
- ▶ 原子力損害賠償は権利侵害法の特別な規則を更に発展させる必要があり、伝統的な権利侵害法の損害および因果関係に関する基本理論を無視しすぎてはならない。汚染者負担の原則に基づいて、共同責任の制度配置を補助して、業界共同体、保険と政府が共同で多層責任保障メカニズムを構築する必要がある。社会組織や様々な慈善活動も核損害被害者を助けるのに役立つ。
- ▶ 厳格な責任は核事故分野の国家責任には適用されず、常習法規則は依然として適切な注意に基づく行為義務である。国際社会はすでに適切な注意義務を果たすかどうかを判断する拘束力のある最低基準を発展させているが、全体的に各国が具体的な規則をさらに発展させる意志は十分ではない。福島第1原子力発電所の廃水排出は国際的に前例がなく、関係方面は慎重、公開、透明、協力の方式で処理し、国際社会全体と日本国民の利益に符合し、関連技術と法律の発展と完備を促進しなければならない。



注目データ

中日米の電源別発電電力量の構成比（2020年）



資料：日本原子力文化財団、<https://www.ene100.jp/zumen/4-2-2>